

平成 2 2 年
随 時 監 査 報 告 書

(東京オリンピック・パラリンピック招致に係る
事務の執行について)

東 京 都 監 査 委 員

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、
平成22年随時監査の結果に関する報告を次のとおり提出する。

平成22年2月16日

東京都監査委員	相川博
同	三原將嗣
同	三栖賢治
同	筆谷勇
同	金子庸子

目 次

第 1 監査の概要	1
1 監査の目的	1
2 監査対象局及び団体	1
3 監査の範囲	1
4 実地監査日程	2
5 着眼点	2
6 監査の手続	2
(1) 契約事務の内容について	2
(2) 補助金の執行について	3
(3) 資金前渡等、活動経費に係る事務処理等について	4
第 2 監査対象の概要	5
1 局の概要	5
2 団体の概要	5
3 都と団体との関係	5
4 招致活動の概要	6
5 招致推進活動経費について	7
第 3 監査の結果	8
1 事業実績	8
(1) 本部	8
(2) 委員会	12
2 監査結果	16
(1) 本部及び委員会の招致活動に係る契約事務の内容について	16
1) 本部の契約における競争性の確保について	17
2) 都補助金及び都分担金の対象契約における競争性の確保について	19
(2) 委員会の招致推進活動経費に係る補助金等の執行について	20
(3) 招致活動に伴う資金前渡等、活動経費に係る事務処理について	21
1) 旅費に関する事務処理について	21
2) 前渡金の精算手続について	22

平成 2 2 年随時監査報告書
(東京オリンピック・パラリンピック招致に係る事務の執行について)

第 1 監査の概要

1 監査の目的

本監査は、2016年東京オリンピック・パラリンピック招致活動に係る経費の使途について都民の高い関心を考慮し、知事より監査の実施について依頼があったことを受け、当該事務の執行が適正に行われているかを検証するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第2項、第5項及び第7項に基づき、実施したものである。

2 監査対象局及び団体

- (1) 局 東京オリンピック・パラリンピック招致本部(以下「本部」という。)
- (2) 団体 特定非営利活動法人東京オリンピック・パラリンピック招致委員会(以下「委員会」という。)

3 監査の範囲

監査の対象は、「2016年オリンピック・パラリンピック招致推進活動(平成18年度～平成21年度)」として本部及び委員会が実施した事業に係る事務の執行のうち、本部の財務に関する事務等の執行に係るもの(執行状況については表1のとおり)及び委員会の出納その他の事務の執行で都が行う財政的援助に係るもの(補助金の交付状況については表2のとおり)である。

また、これまでに表3のとおり、本部及び委員会に対する監査等を実施しており、今回の監査に当たっては、監査日までに実施された平成21年度の事業を中心に監査を行った。

(表1)本部における招致推進活動経費の執行状況(単位:千円)

平成 年度	金 額	
	本部執行経費	委員会への補助金
18	132,260	-
19	1,101,203	610,306
20	3,642,045	1,368,975
21	2,622,871	520,719
合 計	7,498,379	2,500,000

(表2)委員会への補助金の交付状況(単位:千円)

平成 年度	補助対象額	補助金額
19	798,410	610,306
20	1,702,487	1,368,975
21	610,450	520,719
合 計	3,111,347	2,500,000

(表3) これまでに実施した監査等の状況

局・団体	報 告 書 等	公 表 日
本 部		
	平成18年度事業	
	平成19年各会計定例監査(平成18年度執行分)報告書	平成19年9月19日
	平成18年度東京都各会計歳入歳出決算審査意見書	平成19年9月27日
	平成19年度事業	
	平成20年各会計定例監査(平成19年度執行分)報告書	平成20年9月18日
	平成19年度東京都各会計歳入歳出決算審査意見書	平成20年9月26日
	平成20年度事業	
	平成21年各会計定例監査(平成20年度執行分)報告書	平成21年9月14日
	平成20年度東京都各会計歳入歳出決算審査意見書	平成21年9月25日
委 員 会		
	平成19年度事業	
	平成20年財政援助団体等監査報告書	平成21年2月18日
	平成20年度事業	
	平成21年財政援助団体等監査報告書	平成22年2月24日

4 実地監査日程

- (1) 局 平成22年1月18日、同月19日、同年2月5日及び同月8日
- (2) 団体 平成22年1月20日から同月22日まで、同年2月5日及び同月8日

5 着眼点

- (1) 本部及び委員会の招致活動に係る契約事務の内容は適切なものとなっているか。
- (2) 委員会の招致推進活動経費に係る補助金の執行は適切に行われているか。
- (3) 招致活動に伴う資金前渡等、活動経費に係る事務処理等は適切に行われているか。

6 監査の手続

- (1) 契約事務の内容について

ア 本部

招致活動に係る契約事務について、事務処理が適正に行われているか関係書類により確認するなどにより、契約事務の内容が適切なものとなっているか検証を行う。

契約事務の内容は適切なものとなっているか、契約書、仕様書等の記載事項を検証する。

契約に係る事務処理が適正に行われているか、起案決定原議、契約書、納品書、請求書等の契約関係書類の日付、内容等を照合・確認する。

契約の履行は適正に行われているか、納品書、委託完了届、契約成果物等により確認する。

契約先の選定は、地方自治法、同施行令、東京都契約事務規則等の規定に基づき適正に行われているか、入札経過調書、見積書等関係書類の内容を確認する。

特命随意契約について、特命理由書に記載された特命理由の妥当性について検証する。

イ 委員会

補助金の交付対象となっている補助対象事業等に係る契約について、事務処理が適正に行われているか関係書類により確認するなどにより、契約事務の内容が適切なものとなっているか検証を行う。

契約事務の内容は適切なものとなっているか、契約書、仕様書等の記載事項を検証する。

契約に係る事務処理が適正に行われているか、稟議書、契約書、納品書、請求書等の契約関係書類の日付、内容等を照合・確認する。

契約の履行は適正に行われているか、納品書、契約成果物等により確認する。

契約先の選定は適切に行われているか、見積書等の関係書類を確認する。

特命随意契約について、稟議書に記載された特命理由の妥当性について検証する。

(2) 補助金の執行について

ア 本部

招致推進活動経費に係る補助金の交付について、事務処理が適正に行われているか関係書類により確認するなどにより、当該補助事業が補助目的に沿って適切に実施されているか検証を行う。

補助金の交付に係る手続は、特定非営利活動法人東京オリンピック・パラリンピック招致委員会事業費補助金交付要綱(以下「要綱」という。)に定めるところにより適正に行われているか、事業費補助金交付申請書、補助金交付決定通知書等関係書類の日付、内容等を確認する。

補助金額の算出は適正に行われているか、事業費補助金交付申請書、補助金交付決定通知書、事業実績報告書等により確認する。

補助事業が補助目的に沿って適切に実施されているか、事業実績報告書等により確認する。

イ 委員会

招致推進活動経費に係る補助金の申請及び執行について、事務処理が適正に行われているか関係書類により確認するなどにより、当該補助事業が補助目的に沿って適切に実施されているか検証を行う。

補助金の申請に係る手続は、要綱に定めるところにより適正に行われているか、事業費補助金交付申請書等関係書類の日付、内容等を確認する。

補助対象事業に係る契約手続は適正に行われているか、稟議書、契約書、請求書、支払伝票等関係書類により確認する。

補助金額が適正なものであるか、事業実績報告書と支払伝票等を照合・確認する。

補助事業が補助目的に沿って適切に実施されているか、稟議書、契約書、仕様書等により検証する。

(3) 資金前渡等、活動経費に係る事務処理等について

ア 本部

招致推進活動経費のうち、特に、資金前渡として現金支出を伴うものについて、東京都会計事務規則(以下「規則」という。)等の関係規定により、会計処理が適正に行われ、かつ事務処理が適切に行われているか、関係書類により確認する。

資金前渡を受けた経費は、規則第76条に定める、資金前渡の対象となる経費であるか確認する。

事務処理は適正に行われているか、起案決定原議、支出命令書、前渡金支払精算書等関係書類、現金出納簿等帳簿類の件名、日付、金額等を照合・確認する。

資金前渡の精算は適正に行われているか、前渡金支払精算書の記載事項と領収書等添付証ひょう類を照合・確認する。

現金の管理は適正に行われているか、現金出納簿等関係書類により確認する。

イ 委員会

補助金の交付対象となっている経費のうち、特に現金支出を伴うものについて、会計処理が適正に行われ、かつ事務処理が適切に行われているか、関係書類により確認する。

事務処理は適正に行われているか、稟議書、支払伝票等関係書類、現金出納簿等帳簿類の件名、日付、金額等を照合・確認する。

支出金額に誤りがないか、支払伝票と領収証等添付証ひょう類とを照合・確認する。

現金の管理は適正に行われているか、現金出納簿等関係書類により確認する。

第2 監査対象の概要

1 局の概要

都は、2016年オリンピック及びパラリンピックの東京招致実現を目的として、平成18年4月、局相当の組織として「東京オリンピック招致本部」を設置した（平成20年7月、組織名称を「東京オリンピック・パラリンピック招致本部」に変更）。本部の分掌事務は、東京都組織規程において、「オリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会の招致に関する事務」と定められ、主に、次の事業を行っている。

- (1) 東京オリンピック及びパラリンピック招致に向けた開催計画案の作成
- (2) 国際オリンピック委員会（以下「IOC」という。）に対する招致活動に係る事務
- (3) 東京オリンピック及びパラリンピック招致に向けた気運の醸成

2 団体の概要

平成19年2月、オリンピックムーブメントの推進や、オリンピック・パラリンピック招致に係る諸活動を行い、もって、東京がオリンピック・パラリンピック競技大会の開催都市に選ばれることを目的として、特定非営利活動法人東京オリンピック招致委員会が設立された（平成20年7月、「特定非営利活動法人東京オリンピック・パラリンピック招致委員会」に名称変更）。委員会は、事務所を新宿区西新宿二丁目8番1号（都庁第一本庁舎）に置き、主に、次の事業を行っている。

- (1) オリンピックムーブメントの推進事業
- (2) 国際的な招致活動事業
- (3) オリンピック競技大会等の計画に関する事業
- (4) 国際貢献事業
- (5) 国内外の広報・啓発事業

なお、委員会の組織は、表4のとおり構成されている。

(表4) 委員会の役員数及び職員数

(単位：人)

時 点	役 員 数	職 員 数
設 立 時	16 (会長1、副会長2、理事11、監事2)	13 (うち都派遣職員3)
19年度末	17 (会長1、副会長2、理事12、監事2)	32 (うち都派遣職員9)
20年度末	18 (会長1、副会長2、理事13、監事2)	65 (うち都派遣職員10)
21年10月末	20 (会長1、副会長2、理事15、監事2)	51 (うち都派遣職員10)

(注) 役員は、全員非常勤である。

3 都と団体との関係

都は、委員会に対して、要綱に基づき、補助金を交付している。補助金の交付対象事業及び補助率は、表5のとおりとなっている。

また、委員会事務室として、都庁第一本庁舎4階の一部（平成21年4月1日現在945.16㎡）を有償で貸し付けている。

（表5）補助金の交付対象事業及び補助率

補助事業 （補助要綱）	補助対象経費	補助率
<ul style="list-style-type: none"> ・オリンピックムーブメントの推進事業 ・広報・啓発事業 ・知事が特に必要と認めた事業 （特定非営利活動法人東京オリンピック・パラリンピック招致委員会事業費補助金交付要綱）	東京都が実施する事業を代替する事業のために必要な委託料・役務費等	10 / 10
	東京都が実施する事業を補完する事業のために必要な委託料・役務費等（ただし、都が直接実施する事業は除く）	1 / 2
	上記事業実施に要する総務費 各対象事業実施に係る給与・事務関係費等	1 / 2

4 招致活動の概要

東京は、平成18年6月に「開催概要計画書」を日本オリンピック委員会（以下「JOC」という。）に提出し、同年8月、「第31回オリンピック競技大会国内立候補都市選定委員会」において、東京が国内立候補都市に決定された。

平成19年5月に、IOCから「立候補受付手順書」が提示された。これに従い、東京は、平成20年1月に「申請ファイル（IOC質問状への回答）」をIOCへ提出した。

平成20年6月、IOCは「申請都市」7都市の中から東京を含む4都市を「立候補都市」として選出するとともに、「2016年立候補手続き及び質問状（立候補都市マニュアル）」を提示した。これに従い、東京は、オリンピック・パラリンピック競技大会の詳細な開催計画書である「立候補ファイル」を作成し、平成21年2月にIOCへ提出した。

平成21年4月には、IOC評価委員会が、立候補ファイルの内容を検証するために東京を訪問し、競技会場予定地の視察等を行った。

また、同年6月に行われた、IOC主催の「立候補都市によるIOC委員に対するブリーフィング」において、東京を含む各立候補都市が、IOC委員に対して開催計画等を説明した。

本部と委員会は連携してこれらの国際招致活動を行うとともに、都民・国民の招致気運を醸成するための招致PR活動を展開したが、平成21年10月にコペンハーゲンで開催されたIOC総会でリオデジャネイロが開催都市に選ばれ、2016年オリンピック及びパラリンピックの東京招致の実現はならなかった。なお、招致に係る主なスケジュールは、表6のとおりとなっている。

(表6) 招致に係る主なスケジュール

平成18年 4月28日	JOCに立候補意思表明書を提出
平成18年 6月30日	JOCに開催概要計画書を提出
平成18年 8月30日	JOCが東京を国内立候補都市に決定
平成19年 5月16日	IOCが立候補受付手順書を提示
平成20年 1月10日	IOCに申請ファイルを提出
平成20年 6月 4日	IOCが立候補都市のひとつとして東京を承認
	IOCが2016年立候補手続き及び質問状 (立候補都市マニュアル)を提示
平成21年 2月12日	IOCに立候補ファイルを提出
平成21年 4月14日～20日	IOC評価委員会が東京を視察
平成21年 6月17日～18日	立候補都市によるIOC委員に対するブリーフィング
平成21年 9月 2日	IOCが評価委員会報告書を公表
平成21年10月 2日	IOCが開催都市を決定(コペンハーゲンIOC総会)

5 招致推進活動経費について

招致推進活動経費は、2016年オリンピック・パラリンピック招致を実現するために必要な経費を算定したもので、表7のとおり、立候補ファイルの策定など直接的な招致経費と、招致気運の盛上げなどオリンピックムーブメント推進経費からなり、経費総額は149億円となっている。

この経費を実施主体別にみると、本部の事業と、委員会の事業からなり、本部実施分75億円、委員会実施分74億円となっている。

また、都の事業のうち、民間のノウハウの活用が効果的な事業については、委員会が実施することとし、要綱に基づき、都が総額25億円の補助を実施することとしている。このため、経費負担別にみると、都が100億円、委員会が49億円となっている。

(表7) 招致推進活動経費の概要

区 分		(平成18年9月から平成21年10月まで)				
		東京都実施分		招致委員会実施分		
招致経費	立候補ファイルの策定等	20億円 (21億円)	計画案の作成等	19億円 (20億円)	計画案のブラッシュアップ、決定等	1億円 (1億円)
	国際招致活動	45億円 (34億円)	海外PR活動、 IOC視察対応等	23億円 (11億円)	プロモーション活動等	22億円 (23億円)
	計	65億円 (55億円)	計	42億円 (31億円)	計	23億円 (24億円)
推進 ↑ 経 ↓ 費 ム ン ト	招致気運の盛上げ、 広報等	84億円 (95億円)	他自治体との連携等	33億円 (44億円)	全国キャンペーン等	51億円 (51億円) うち 都補助 25億円 (25億円)
合計		149億円 (150億円)	75億円 (75億円)		74億円 (75億円)	

()内は当初予定金額(平成20年2月発行「東京都予算案の概要」に掲載)

第3 監査の結果

1 事業実績

(1) 本部

平成21年度における本部のオリンピック・パラリンピック招致推進活動経費の内訳は表8のとおりであり、主な事業実績については表9のとおりである。

平成21年度の招致推進活動経費のうち、主なものは以下のとおりである。

ア IOC評価委員会対応

東京の開催計画等を検証するため、4月14日から20日まで東京の視察を行ったIOC評価委員会に対する、東京の開催計画の説明や競技会場予定地の視察等に要した経費

イ テクニカル・プレゼンテーション

6月17日、18日にスイスのローザンヌ市で行われた、IOC主催の「立候補都市によるIOC委員に対するブリーフィング」において、IOC委員に対する東京の開催計画の説明等に要した経費

ウ IOC総会

10月2日にデンマークのコペンハーゲン市で行われたIOC総会における、最終プレゼンテーション等に要した経費

エ 都内イベント等

都内イベント等の招致気運盛上げ事業に要した経費

オ 各種広報PR

街路フラッグの掲出等の各種広報PR活動に要した経費

カ 区市町村とのオリンピックムーブメント共同推進事業

都内区市町村、実行委員会等が行うオリンピックムーブメントの推進を図るための事業に対する都の委託に要した経費

本部における経費には、委員会への補助金、及び委員会が一括して契約を行い都が一部を負担する分担金が含まれている。これらの財政的援助に係る事業については、本部において関係書類を確認するとともに、委員会においても監査を実施した。

また、招致活動期間である平成18年度から21年度の各年度における、オリンピック・パラリンピック招致推進活動経費は、表10のとおりとなっている。

(表8) オリンピック・パラリンピック招致推進活動経費の内訳(平成21年度)

(単位:千円)

区 分	金 額	
		うち委員会 への分担金
海外PR活動	55,724	1,901
IOC評価委員会対応	447,930	-
テクニカル・プレゼンテーション	325,977	204,750
IOC総会	840,680	710,496
管理運営費(職員手当等)	37,911	-
招致グッズ作成・設置等	60,790	59,928
都内イベント等	187,709	152,194
各種広報PR	184,151	32,759
区市町村とのオリンピックムーブメント共同推進事業	461,950	-
国際的なオリンピズムの普及啓発	20,049	-
小 計	2,622,871	1,162,028
東京オリンピック・パラリンピック招致委員会事業費補助金	520,719	-
合 計	3,143,590	1,162,028

(表9) 主な事業内容(平成21年度)

海外PR活動	<p>各種国際会議、国際競技大会でのPR活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第12回世界陸上競技選手権大会(ベルリン)へのブース出展 ・第4回国際パラリンピックデーイベント(ベルリン)へのブース出展
IOC評価委員会対応	<p>IOC評価委員会(13名)による東京視察への対応業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日程: 4月14日~20日 ・主な経費: 会場設営及び運営、プレゼンテーション資料作成 競技会場予定地視察の実施及び運営管理
テクニカル・プレゼンテーション	<p>IOC委員へのブリーフィングに関する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日程及び場所: 6月17日~18日 ローザンヌ(スイス) ・主な経費: プレゼンテーション映像制作、海外出張旅費 大会コンセプトや開催計画を展示するブース出展に関する経費
IOC総会	<p>第121回IOC総会に関する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日程及び場所: 10月2日 コペンハーゲン(デンマーク) ・主な経費: プレゼンテーション映像制作、海外出張旅費 現地におけるリハーサル会場等の手配、設営、事務用機器の設置等
都内イベント等	<p>都内イベント等の招致気運盛り上げ事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催都市決定直前招致PR事業 開催都市決定100日前カウントダウン事業(6月24日) 開催都市決定に向けた出陣式、記者会見(9月17日) 開催都市決定応援パレード(9月23日) 開催都市決定イベント(10月2日~3日)
各種広報PR	<p>街路フラッグの掲出等の各種広報PR活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シティー装飾(都関連施設等への街路フラッグ等の掲出) 東京ビッグサイト、東京国際フォーラム、東京体育館、成田空港 晴海メインスタジアム予定地、オリンピック選手村予定地 他
区市町村とのオリンピックムーブメント共同推進事業	<p>東京都と区市町村によるオリンピックムーブメント共同推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・57区市町村、117事業 みたかわんぱくサッカーフェスティバル2009(三鷹市) 第34回江戸川区花火大会(江戸川区) 2009「スペシャル スポーツリーダー」(多摩市) 他
国際的なオリンピズムの普及啓発	<p>アンチドーピング国際会議への支援等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際青少年スポーツセミナー(9月11日) ・世界都市祝典(韓国・仁川)へのブース出展

(表10) 招致活動期間各年度におけるオリンピック・パラリンピック招致推進活動経費
(平成18年度～21年度)

(単位：千円)

平成 年 度	金 額			主な事業内容
	本部実施経費	委員会への補助金		
		うち 委員会へ の分担金		
18	132,260	-	-	・オリンピック招致準備 ・各種広報PR
19	1,101,203	141,306	610,306	・申請ファイルの策定 ・都内イベント等 ・各種広報PR
20	3,642,045	520,908	1,368,975	・立候補ファイルの策定 ・IOC評価委員会対応準備 ・都内イベント等 ・各種広報PR ・区市町村とのオリンピックムーブメント 共同推進事業
21	2,622,871	1,162,028	520,719	
合計	7,498,379	1,824,242	2,500,000	

(2) 委員会

平成21年度における、委員会に対する補助金の交付状況は表11、委員会の補助金充当事業実績は表12、主な補助金充当事業は表13のとおりである。

また、招致活動期間の各年度における委員会への補助金交付状況は、表14のとおりである。

(表11) 委員会に対する補助金の交付状況(平成21年度)

(単位:千円)

補助対象経費	補助率	補助対象額	補助金額
東京都が実施する事業を代替する事業のために必要な委託料・役務費等	10/10	オリンピックムーブメントの推進事業費補助 17,788	オリンピックムーブメントの推進事業費補助 17,788
		広報・啓発事業費補助 415,356	広報・啓発事業費補助 415,356
東京都が実施する事業を補完する事業のために必要な委託料・役務費等 (ただし、都が直接実施する事業は除く)	1/2	オリンピックムーブメントの推進事業費補助 13,073	オリンピックムーブメントの推進事業費補助 6,536
		広報・啓発事業費補助 22,882	広報・啓発事業費補助 11,440
上記事業実施に要する総務費 各対象事業実施に係る給与・事務関係費等	1/2	141,351	70,675
交付決定額超過分			1,076
合 計		610,450	520,719

(表12) 委員会の補助金充当事業実績(平成21年度)

(単位:千円)

事業	事業内容	補助対象額	補助金額	補助率
オリンピック ムーブメント の推進事業	若年層向け夏季集中PR	14,659	14,659	10/10
	節目日に連動したイベント	3,129	3,129	
	各種イベントでの招致気運盛上げ	13,073	6,536	1/2
広報・啓発 事業	節目日に連動した広告	1,575	1,575	10/10
	最終盛上げ集中PR	9,269	9,269	
	都関連施設への装飾等	834	834	
	開催計画周知に資する広告掲載等	109,037	109,037	
	招致PR素材の収集	6,210	6,210	
	メディアに対する発表・情報提供	125,096	125,096	
	広報コンサルタントを活用した広報戦略 の立案	121,987	121,987	
	広報コンサルタントを活用した国際広報 活動	41,348	41,348	1/2
	招致PRグッズの制作	3,411	1,705	
	招致気運盛上げに資する広告掲載	4,534	2,267	
	広報戦略立案のための調査	3,698	1,849	
	公式ホームページ制作・運営	11,239	5,619	
事業実施に要する総務費		141,351	70,675	1/2
交付決定額超過分			1,076	
合 計		610,450	520,719	

(表13) 主な補助金充当事業(平成21年度)

対 象 事 業	主 な 事 業 実 績
オリンピックムーブメントの推進事業	<p>補助率10/10事業</p> <p>若年層向け夏季集中PR</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「丸の内キッズフェスタ2009」へのオリンピック招致コーナーの設置(8月11日~13日) ・「海の灯まつり in お台場2009」(7月19日~20日) ・「選手村に泊まろう！」(8月22日~23日) <p>節目日に連動したイベント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「高橋尚子と東京を走ろう! 2016年東京招致応援リレー」(6月21日)
	<p>補助率1/2事業</p> <p>各種イベントでの招致気運盛上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ大会や文化関連イベントと連携したブース出展等による招致気運の盛上げ事業
広報・啓発事業	<p>補助率10/10事業</p> <p>メディアに対する発表・情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・招致活動に関する国際広報の実施 ・メディアに対する素材集やニュースの配布 ・記者会見の実施(IOC評価委員会報告書発表時等) <p>広報コンサルタントを活用した広報戦略の立案</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オリンピック招致活動の実績を持つ広報コンサルタントによる、広報戦略企画の立案、国際コミュニケーションに関する助言等 <p>開催計画周知に資する広告掲載等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・JR中吊り広告 ・新聞広告(オリンピック特集等) ・Pescharde's People(英国BBCのインタビュー番組)における広告 <p>広報コンサルタントを活用した国際広報活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オリンピック招致活動の実績を持つ広報コンサルタントによる、メディア対応、オリンピック関連情報の収集等
	<p>補助率1/2事業</p> <p>公式ホームページ制作・運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員会の招致活動公式ホームページの制作・運営 ・委員会ホームページのコンテンツ翻訳(英語・仏語・スペイン語) <p>アクセス数 月平均約25万件</p>

(表14) 招致活動期間各年度における委員会への補助金交付状況(平成19~21年度)

(単位:千円)

平成 年度	補助事業	補助率	補助対象額	補助金額
19	オリンピックムーブメントの推進事業	10/10	34,157	34,157
		1/2	124,037	62,018
	広報・啓発事業	10/10	388,046	388,046
		1/2	163,185	81,593
	上記事業実施に要する総務費	1/2	88,985	44,492
	計		798,410	610,306
20	オリンピックムーブメントの推進事業	10/10	228,905	228,905
		1/2	195,123	97,561
	広報・啓発事業	10/10	806,656	806,656
		1/2	292,201	146,101
	上記事業実施に要する総務費	1/2	179,602	89,801
	交付決定額超過分		-	49
	計		1,702,487	1,368,975
21	オリンピックムーブメントの推進事業	10/10	17,788	17,788
		1/2	13,073	6,536
	広報・啓発事業	10/10	415,356	415,356
		1/2	22,882	11,440
	上記事業実施に要する総務費	1/2	141,351	70,675
	交付決定額超過分		-	1,076
	計		610,450	520,719
合 計	オリンピックムーブメントの推進事業	10/10	280,850	280,850
		1/2	332,233	166,115
	広報・啓発事業	10/10	1,610,058	1,610,058
		1/2	478,268	239,134
	上記事業実施に要する総務費	1/2	409,938	204,968
	交付決定額超過分		-	1,125
	計		3,111,347	2,500,000

2 監査結果

2016年東京オリンピック・パラリンピック招致活動として、東京オリンピック・パラリンピック招致本部が実施した財務に関する事務等の執行に係るもの及び特定非営利活動法人東京オリンピック・パラリンピック招致委員会の出納その他の事務の執行で都が行う財政的援助に係るものについて、着眼点ごとに監査手続を定め、その手続に従い監査を実施した結果、概ね適正に執行されていることが認められた。

なお、契約事務等の一部については、事務執行上留意すべき事項が認められた。

(1) 本部及び委員会の招致活動に係る契約事務の内容について

ア 本部

契約書、仕様書等の関係書類により契約事務の内容について検証したところ、積算内訳や仕様書の記載は適切であった。

起案決定原議、契約書、納品書、請求書等の契約関係書類により、日付、内容等を照合した結果、特段の不一致は認められなかった。

納品書、委託完了届、契約成果物等により契約の履行状況について確認したところ、契約案件は確実に履行されていた。

契約先の選定について、入札経過調書、見積書等の関係書類を確認したところ、概ね適正に処理されていた。なお、競争性の確保の観点から、留意すべきものが認められた。

特命随意契約について、特命理由書の内容を検証したところ、適正な特命理由となっている。

イ 委員会

補助金の交付対象となっている補助対象事業等に係る契約について、

契約書、仕様書等の関係書類により契約事務の内容について検証したところ、積算内訳や仕様書の記載等は適切であった。

稟議書、契約書、納品書、請求書等の契約関係書類により、日付、内容等を照合した結果、特段の不一致は認められなかった。

納品書、契約成果物等により契約の履行状況について確認したところ、契約案件は確実に履行されていた。

契約先の選定について、見積書等の関係書類を確認したところ、適正に処理されていた。

特命随意契約について、稟議書の内容を確認したところ、特命理由の記述に留意すべきものが認められたが、概ね適正な特命理由となっている。

契約事務について留意すべき事項は、次のとおりである。

1) 本部の契約における競争性の確保について

地方自治法では、随意契約は例外的な契約方法とされており(同法234条)特に、随意契約のうち特定の1者のみを契約の相手方とする「特命随意契約」の場合は、競争を通じた契約先選定の公正性や契約金額の妥当性の検証が期待できないことから、より慎重かつ厳正な運用が求められている。

ところで、本部における特命随意契約について見たところ、以下のとおりとなっている。

契約全体に占める特命随意契約の割合は表15のとおりであり、契約金額全体に占める特命随意契約の割合が86.9%となっている。

特命随意契約における契約の相手方を見たところ、表16のとおり、A社を相手方とする契約の割合が、特命随意契約全体の金額の91.1%となっている。

これは、高額な契約を特命随意契約によりA社と締結したケースが多いためである。

特命随意契約のうち、契約金額が1億円以上のものを表17に記載しているが、1件を除き、すべてA社を相手方とする契約である。

本部は、特命理由として、「当本部の事業は熾烈な国際競争を勝ち抜くという特殊な目的をもっている事業であり、限られた期間内で、複雑多岐にわたり高度の専門性を有する業務を行う必要があるため、高度な調整能力と幅広いネットワークを持ち、オリンピック競技大会や大規模国際競技大会の運営に従事した経験がある等、大会運営の詳細に精通している業者でなければならない。その点、当該業者は1998年開催の長野冬季オリンピック競技大会、2002年日韓共催ワールドカップなど数多くの国際競技大会の招致、運営の実績のある唯一の業者である。」ことなどを挙げている。

特別の事情があったことは認められるが、結果的に、高額な特命随意契約の相手方が特定の業者に集中している状況となっていることから、本部は、事業者の選定に当たり、契約の公正性、競争性及び経済性を確保するという観点から、事業者の選定方法等について、より一層、慎重に検討することが求められる。

(表15) 契約全体に占める特命随意契約の割合(平成18年度~21年度)

項目	金額(千円)	件数
特命随意契約	3,539,668	64
契約全体	4,072,440	240
割合(%)	86.9	26.7

(注) 予定価格30万円未満の契約を除く。

(表16) 特命随意契約全体に占める、A社を相手方とする契約の割合

(平成18年度~21年度)

項目	金額(千円)	件数
特命随意契約	3,539,668	64
うち、A社を相手方とする契約	3,223,563	31
割合(%)	91.1	48.4

(注) 予定価格30万円未満の契約を除く。

(表17) 契約金額1億円以上の特命随意契約

平成年度	件名	契約金額(千円)	契約の相手方
19	申請ファイル等作成に係る業務委託	698,891	A社
20	東京オリンピック招致PR運営等業務委託	107,279	A社
20	立候補ファイル作成業務委託	859,425	A社
20	招致気運盛上げキャンペーン(仮称)に伴うシティー装飾の設置等に係る業務委託	199,500	A社
20	IOC評価委員会訪問対応に係る準備業務委託	501,500	A社
21	IOC評価委員会訪問対応に係る業務委託	447,930	A社
21	第121回IOC総会(コペンハーゲン)出席に係る業務委託	119,244	B社

2) 都補助金及び都分担金の対象契約における競争性の確保について

委員会の契約のうち、都の補助対象となっているものについて見たところ、これらの契約には、表18のとおり、契約金額が1億円を超える高額な契約が含まれている。

また、委員会の契約の中には、補助対象外であるが、委員会が一括して契約を行い、そのうちの一部を都が負担する分担金の対象となっているものがあり、表19のとおり、契約金額が1億円を超えるものが含まれている。

本部は、委員会の契約のうち、補助金や分担金の対象となるものについて、補助金交付要綱や協定書に契約の方法を定めるなど、可能な限り競争性の確保に努めるべきである。

(表18) 補助対象事業のうち、1億円を超える契約

平成 年度	契約内容	契約金額(千円)	契約の相手方	補助率
20	招致PR映像の制作	199,617	A社	10/10
20	招致活動に関する 国際広報の企画・実施	148,554	C社(注)	10/10

(注) C社については企画提案方式により契約相手方を選定している。

(表19) 分担金の対象となる事業のうち、1億円を超える契約

平成 年度	契約内容	契約金額(千円)	契約の相手方
21	立候補都市によるIOC委員に対する ブリーフィング参加に係るプレゼン テーション映像製作等	204,750	A社
21	IOC総会参加に係るプレゼンテー ション映像製作等	708,111	A社

(2) 委員会の招致推進活動経費に係る補助金等の執行について

ア 本部

事業費補助金交付申請書、補助金交付決定通知書等関係書類の日付、内容等を確認し、補助要綱に定める手続に沿って補助金交付が行われているかを確認した結果、適正に処理されていた。

事業費補助金交付申請書、補助金交付決定通知書、事業実績報告書等により補助金額の算出を確認した結果、補助金額は適正に算出されていた。

事業実績報告書等により補助金の交付が補助目的に沿ったものとなっているかを確認した結果、補助目的に沿ったものとなっていることが認められた。

イ 委員会

補助金の申請手続及び補助事業の執行について

補助金の申請が補助要綱に定める手続に沿って行われているかを、事業費補助金交付申請書、補助金交付決定通知書等関係書類の日付、内容等について確認した結果、適正に処理されていた。

補助金額について、事業実績報告書と支払伝票等を照合した結果、補助対象事業に対して支出されていることが認められた。

補助対象事業の実施について、事業実績報告書、稟議書、契約書、仕様書等の内容について検証した結果、補助目的に沿ったものとなっていることが認められた。

(3) 招致活動に伴う資金前渡等、活動経費に係る事務処理について

ア 本部

資金前渡を受けた経費は規則第76条で定める対象となる経費か、起案決定原議等により確認したところ、対象外の経費に対して支出されているものはなかった。

起案決定原議、支出命令書、前渡金支払精算書、現金出納簿等の関係書類により、日付、内容等を照合した結果、不一致は認められなかった。

資金前渡の精算が適正に行われているか、前渡金支払精算書の記載事項と領収書等添付証ひょう類を照合した結果、概ね適正に処理されていた。なお、精算金額に誤りがあるもの及び精算手続が遅延しているものが認められた。

現金の管理が適正に行われているか、現金出納簿等により確認した結果、適正に行われていた。

イ 委員会

補助対象経費のうち、現金支出を伴うものについて

事務処理は適正に行われているか、稟議書、支払伝票、現金出納簿、預金通帳等の関係書類により、日付、内容等を照合した結果、不一致は認められなかった。

支出金額に誤りがないか、支払伝票、領収書等の証ひょう類等を照合した結果、金額の誤りは認められなかった。

現金の管理が適正に行われているか、現金出納簿、預金通帳等により確認した結果、適正に行われていた。

資金前渡に係る事務処理について留意すべき事項は、次のとおりである。

1) 旅費に関する事務処理について

ア) 職員の旅費に関する条例(昭和26年条例第76号)第9条によると、旅行者が同一地域に滞在する場合における日当は、その地域に到着した日の翌日から起算して滞在日数15日を超える場合には、その超える日数について定額の10分の1に相当する額、滞在日数30日を超える場合には、その超える日数について定額の10分の2に相当する額を、それぞれの定額から減じた額によるものとされている。

しかしながら、本部では、日当を減額せずに支給したものが認められた。

イ) 東京都会計事務規則(昭和39年規則第88号)第83条第2項によると、局長又は所長は、旅費の概算払を受けた者に、旅行終了後速やかに当該旅費の精算をさせ、精算残金を返納させなければならないとされているが、これらの手続が遅延しているものが認められた。

2) 前渡金の精算手続について

東京都会計事務規則によれば、資金前渡を受けた者は、その用件終了後5日以内に前渡金支払精算書を作成し(第79条)、また前渡金の精算残金は直ちに返納しなければならない(第79条の2)とされている。

ところで、平成21年度に本部で行った資金前渡について見たところ、精算及び返納の手続が1か月以上経過後に行われているものが認められた。

オリンピック招致活動に当たっては、海外出張等の機会が多く、現地での決済等、資金前渡を受けて処理する場合も多い。この際、タクシー代等の現地経費を資金前渡により受領し、旅行終了後精算することとなるため、都民の誤解を招かないよう、規則等に基づき事務処理を適正に行うことが求められる。

平成21年度
登録第13号

平成22年随時監査報告書
(東京オリンピック・パラリンピック招致に係る事務の執行について)

平成22年2月発行

編集・発行 東京都監査事務局総務課
新宿区西新宿二丁目8番1号
電 話 03(5321)1111(代)
都庁内線 55-531
03(5320)7017(直通)
U R L <http://www.kansa.metro.tokyo.jp/>
印 刷 株式会社 中央謄写堂
電 話 03(3669)8160(代)

この冊子は石油系溶剤を含まないインクを使用しています。